設計変更ガイドライン (土木工事)

山形県農林水産部農村整備課 平成31年2月

目的

設計変更ガイドラインは、契約約款等を踏まえ、農業農村整備事業により実施する土木工事において、設計変更を行う際の受発注者双方の留意点や、あらかじめ設計変更を行うことができる条件や事例を明示し、契約関係における責任の所在の明確化及び契約内容の透明性の向上を図り、受発注者間のコミュニケーションを確保しつつ、相互に設計変更の正しいルールを理解しておくことで、設計変更の円滑化及び適正化を図ることを目的としています。

位置付け

設計変更ガイドラインは、山形県土地改良事業設計積算要領(下巻積算編)第1編第 1章第3節「設計変更」を補足するものとします。

目 次

1 意	役計変更の基本事項⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯	1
1 —	1 用語の定義・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
1 – 2		
1 — 3	3 設計変更が不可能なケース・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
1 – 4		
1 -	- 4 - 1 契約約款第 19 条第1項各号の解説と設計変更について …	6
	1. 図面、仕様書、閲覧設計書が一致しない場合	6
	2. 設計図書に誤びゅう又は脱漏がある場合・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	7
	3. 設計図書の表示が明確でない場合	8
	4. 設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現	
	場が一致しない場合・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	9
	5. 設計図書に明示されていない施工条件について予期することので	
	きない特別の状態が生じた場合 ·····	10
1 -	- 4 - 2 契約約款第 19 条第 2 項~第 5 項の解説	11
1 — 9	5 設計変更が可能なケース(契約約款第20条に該当する場合)・・・	14
1 —	6 変更の指示・設計変更にあたっての留意事項 · · · · · · · · · · · · · · · · ·	15
2 氰	役計変更・契約変更手続きのフロー⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯	16
2 –	1 契約約款第 19 条に該当する設計変更の流れ · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	16
2 - 2		
3 [[]連事項 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	18
3 —	1 「設計図書の照査」の範囲・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	18
3 – 2		
3 – 3		
3 – 4		
3 – !	5 工事打合せ簿における記載(作成)例 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	27
	6 入札前・契約後(施工前)の設計図書等の疑義の解決・・・・・・・・	

1 設計変更の基本事項

1-1 用語の定義

このガイドラインに使用する用語の定義は、以下に定めるところによる。

- (1)「**設計変更**」とは、山形県建設工事請負契約約款(以下、「契約約款」という。)第 19条(条件変更等)、第20条(設計図書の変更)の規定により図面、仕様書、閲覧 設計書を変更することとなる場合において、「**契約変更**」の手続き前に、当該変更の 内容をあらかじめ受注者に「指示」することをいう。 (※工事契約実務要覧より)
- (2)「**契約変更**」とは、設計図書の内容を変更し、工事の契約変更書を締結することを いう。
- (3)「契約図書」とは、請負契約約款及び設計図書をいう。
- (4)「設計図書」とは、図面、仕様書、閲覧設計書をいう。
- (5)「**仕様書**」とは、各工事に共通する**共通仕様書**と、各工事ごとに規定される**特記仕様書**を総称していう。
- (6)「共通仕様書」とは、各建設作業の順序、使用材料の品質、数量、仕上げの程度、 施工方法等工事を施工するうえで必要な技術的要求、工事内容を説明したもののう ち、あらかじめ定型的な内容を盛り込み作成したものをいう。
- (7)「**特記仕様書**」とは、共通仕様書を補足し、工事の施工に関する明細又は工事に固有の技術的要求を定める図書をいう。なお、設計図書に基づき監督職員が受注者に指示した書面及び受注者が提出し監督職員が承諾した書面を含むものとする。
- (8)「**閲覧設計書**」とは、工事施工に関する工種、設計数量及び規格を示した書類をい う。
- (9)「**図面**」とは、入札に際して発注者が示した設計図、発注者から変更又は追加された設計図等をいう。なお、**設計図書**に基づき監督職員が受注者に**指示**した図面及び受注者が**提出**し、監督職員が書面により**承諾**した図面を含むものとする。
- (10) 「**指示**」とは、**契約図書**の定めに基づき、監督職員が受注者に対し、工事の施工 上必要な事項について書面をもって示し、実施させることをいう。
- (11)「**承諾」**とは、**契約図書**で明示した事項について、発注者若しくは監督職員または 受注者が書面により同意することをいう。
- (12)「**協議」**とは、書面により**契約図書の協議**事項について、発注者又は監督職員と受注者が対等の立場で合議し、結論を得ることをいう。
- (13)「**通知」**とは、発注者又は監督職員と受注者又は現場代理人の間で、監督職員が受注者に対し、又は受注者が監督職員に対し、工事の施工に関する事項について、書面をもって知らせることをいう。
- (14)「**書面」**とは、手書き、印刷等の伝達物をいい、発行年月日を記載し、署名または 押印したものを有効とする。
- (15)「新工種」とは、設計変更に伴い、内訳書に設計変更に係る工事に対応する工種がないため、当該工事の種別(土木工事にあっては、新積算体系におけるレベル2のも

の)を新たに追加することをいう。

1-2 発注者・受注者の留意事項

(1) 【発注者】における留意事項

設計積算にあたっては、工事内容に応じて、山形県土地改良事業設計積算要領に基づき、**条件明示の徹底を図るとともに、施工中に受注者からの質問・協議があった場合は、迅速に対応するものとする。**



※ ワンデーレスポンス の相互努力

(2) 【受注者】における留意事項

工事着手前に、設計図書を照査して着手時における疑義を明らかにし、各項目について「協議」を実施する。また、**施工中に疑義が生じた場合にも、その都度、発注者と「協議」を行いながら進めることが重要である。**

1-3 設計変更が不可能なケース

下記のような場合においては、原則として**設計変更はできません。**

(1)発注者と「協議」を行わず受注者が独自に判断して施工を実施した場合 (※「協議」をしているが、協議の回答が無い時点で施工を実施した場合も同様)

【例】

- ・ 設計図書の仮設方法では施工が出来なかったが、「協議」を行わず、別の方法で施工した。
- ⇒ 設計変更の対象とならない。

(2)「承諾」で施工した場合

【例】

- ・ 発注者が定める仕様以上の材料を監督職員の「承諾」のうえ、使用した。
 - ⇒ 設計変更の対象とならない。
- (3) 契約約款・仕様書に定められている所定の手続きを経ていない場合
 - 契約約款第19条から第25条に定めのあるもの
 - 共通仕様書1-1-15から1-1-17に定めのあるもの
 - ⇒ 設計変更の対象とならない。

(4) 設計表示数位に満たない数量の変更の場合

なお、この場合であっても、図面の変更が生じる場合には、設計図書の変更を行います。 【例】

- ・ 当初設計 舗装工 表層 5 2 0 m² ⇒ 変更 舗装工 5 2 4 m² (※ 設計表示数位に四捨五入すると5 2 0 m²)
- ⇒ 設計変更の対象とならない。
- (5) 任意仮設、施工方法、労務者の人数、建設機械の規格等の任意事項の変更の場合

なお、設計図書に示された施工条件と現場条件が一致しない場合には、設計変更の対象となります。

- 【例】 ※ 現場条件の変更がなく、受注者の責任において自由に施工を行うことができる範囲
 - ・ 当初設計(標準積算)バックホウ掘削 ⇒ クラムシェルで施工
 - ⇒ 設計変更の対象とならない。

1-4 設計変更が可能なケース (契約約款第19条(条件変更等)に該当する場合)

◆ 契約約款第19条(条件変更等)の趣旨

建設工事の施工にあたって、受注者は、設計図書に従って工事を施工する義務を負うが、設計図書と工事現場の不一致、設計図書の誤びゆう又は脱漏、予期し得ない施工条件等が認められた場合、すなわち、契約当初と事情の変更があった場合には、発注者から当初に渡された設計図書に従って工事を続ければよいのか否か、どのような工事を施工すべきなのかがわからなくなる。どのような工事目的物を作るかは設計図書の内容である。)、最終的には、発注者が指定した場合には、どのように作るかも設計図書の内容である。)、最終的には、発注者が指定した場合には、どのような場合には、発注者が現場の状況、受注者の意見等を踏まえて、設計図書の変更又は訂正を行うか否かを決めない限り、工事を先に進めることができない。また、このような場合に設計図書が変更又は訂正されたときには、当初の契約で定められている工期又は請負代金額は、入札、契約に先立って発注者から示された設計図書を前提に発注者と受注者の双方が合意したものであるので、事情変更により設計図書が変更又は訂正されれば、当初の工期又は請負代金額は不適当になったということができ、公平の観点から適正な工期又は請負代金額に変更する必要がある。

本条は、このような問題点に対応するために、契約当初と事情が変わり、当初の設計図書のまま工事を続行することが適当でないと思われる場合を列挙し、そのような場合には、受注者は発注者に対し通知するとともに、通知を受けた発注者が一定の手続きに従って、必要と認められるときは、設計図書の変更又は訂正を行い、これに伴う工期又は請負代金額の変更等について規定し、契約関係の適正化を図ったものである。この規定は、単に受注者の立場を保護するものではなく、同時に、発注者が必要とする工事目的物を的確に、効率的に確保するためのものであり、今後十分な活用が望まれるものである。

なお、発注者は、設計図書について疑義が生じないよう、できる限り綿密に工事現場 を調査し、十分な内容を持つ設計図書を作成すべきであり、それこそが円滑な工事の施 エに不可欠なものでることに留意すべきである。

また、第 1 項各号に掲げる事実が発生された場合において、当初の設計図書に従って 工事を施工することが不適当と発注者が認めるときには、発注者は、第 21 条第 2 項の規 定により工事を中止させるべきであるし、発見された事実が重大であるときには、「受注 者が施工できないと認められるとき」に該当するので、第 21 条第 1 項の規定により工事 を中止させなければならない。

※ 公共工事標準請負契約約款の解説より

上記の趣旨を踏まえ、契約約款第 19 条に該当する以下の場合においては、<u>設計変更が可</u> <u>能です。</u>

	該 当 す る 事 実	根拠
(1)	図面、仕様書、閲覧設計書が一致しない場合	契約約款第19条第1項
(1)	凶曲、は稼者、別見改計者が一致しない場合	第1号
(2)	設計図書に誤びゅう又は脱漏がある場合	契約約款第19条第1項
(2)	改計因者に誤びゆう大は抗漏がめる場合	第2号
(3)	設計図書の表示が明確でない場合	契約約款第19条第1項
(3)	改計凶者の衣水が明確でない場合	第3号
	工事現場の形状、地質、湧水等の状態、施工上の制約	契約約款第19条第1項
(4)	等設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と	第 4 号
	実際の工事現場が一致しない場合	
(5)	設計図書で明示されていない施工条件について予期す	契約約款第19条第1項
(3)	ることのできない特別の状態が生じた場合	第 5 号

上記以外には、以下の場合においてのみ、<u>設計変更が可能になります。</u>

● 「協議」や「指示」等、書面での手続きを行っている場合

1-4-1 契約約款第19条(条件変更等)第1項各号の解説と設計変更について

1. 図面、仕様書、閲覧設計書が一致しない場合

【解説】

もし、図面と仕様書、閲覧設計書が一致しない場合には、受注者としては、どちらに従って施工すべきかわからないことになる。このような場合に、受注者が独自の判断で、施工を続けることは不適当なため、第1号が掲げられている。

※ 公共工事標準請負契約約款の解説より

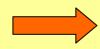
【例】

(ア) 使用する材料(部材)の規格が、図面に示されている内容と仕様書に記載されている内容で異なる場合等

手続き

受注者

「契約約款第19条(条件変更等) 第1項第1号」に基づき、その 旨を直ちに監督職員に通知



発注者

発注者は第 4 項、第 5 項に基づき、必要に応じて設計図書の訂正・変更(当初積算の考え方に基づく条件明示)



2. 設計図書に誤びゅう又は脱漏がある場合

【解説】

設計図書に誤びゅう又は脱漏があることとは、受注者としては設計図書に誤りが あると思われる場合又は設計図書に表示すべきことが表示されていない場合のこと である。

設計図書に誤りがあると思われる場合において、受注者が誤っていると思われる 設計図書に従って工事を施工し続けると、本当に設計図書が誤っていた場合には、 受注者は、形式上契約を履行したことになるが、発注者としては本来望んでいた工 事目的物を入手することができなくなる。

このため、受注者は、信義則上、設計図書が誤っていると思われる点を発注者に確認すべきであり、発注者は、それが、本当に誤っていた場合には、設計図書を訂正する必要がある。また、設計図書に脱漏がある場合には、受注者としては、自らの判断により施工を補って施工を続けるのではなく、発注者に確認して、脱漏部分を訂正してもらうべきであり、第2号は、このような趣旨により掲げられているものである。

※ 公共工事標準請負契約約款の解説より

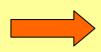
【例】

- (ア)条件明示する必要がある場合にも係わらず、土質に関する一切の条件明示がな い場合
- (イ)条件明示する必要がある場合にも係わらず、地下水位に関する一切の条件明示 がない場合
- (ウ)条件明示する必要がある場合にも係わらず、交通誘導員についての条件明示が ない場合
- (エ) 使用する材料(部材)の品質が、明示されていない場合
- (オ) 図面に明示されている器具が、設計書に計上されていない場合
- (カ) 図面に明示されている使用する材料の寸法が明らかに誤っている場合 等

手続き

受注者

「契約約款第19条(条件変更等) 第1項第2号」に基づき、その 旨を直ちに監督職員に通知



発注者

発注者は第4項、第5項に基づき、必要に応じて設計図書の訂正・変更(当初積算の考え方に基づく条件明示)



3. 設計図書の表示が明確でない場合

【解説】

設計図書の表示が明確でないこととは、表示が不十分、不正確、不明確で実際の 工事の施工に当たってどのように施工してよいか判断がつかない場合などのことで ある。この場合においても、受注者が自らの判断で、施工を続けることは不適当な ので、第3号として掲げられている。

※ 公共工事標準請負契約約款の解説より

【例】

- (ア) 土質柱状図は明示されているが、地下水位が不明確な場合
- (イ) 水替工実施の記載はあるが、作業時もしくは常時排水などの運転条件が不明確な場合
- (ウ)使用する材料の規格(種類、強度等)が明確に示されていない(明示が不十分) 場合等

手続き

受注者

「契約約款第19条(条件変更等) 第1項第3号」に基づき、条件 明示が不明確な旨を直ちに監督 職員に通知



発注者

発注者は第 4 項、第 5 項に基づき、必要に応じて設計図書の訂正・変更(当初積算の考え方に基づく条件明示)



4. 工事現場の形状、地質、湧水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しない場合

【解説】

公共工事の請負契約に当たっては、通常、発注者は、工事現場の自然的又は人為的な施工条件について十分な調査を行い、調査に基づいて設計図書で施工条件を明示している。受注者も、これに基づいて施工条件を判断し、契約を締結し、工事を施工しているものであり、その条件が設計図書の定めと異なるときは、施工方法の変更、工事目的物の変更を必要とするので掲げられているものである。

工事現場の形状、地質、湧水等の状態、施工上の制約その他設計図書で示された 自然的な施工条件とは、例えば、掘削する地山の高さ、埋め立てるべき水面の深さ 等の地表面の凹凸等の形状、地質、湧水の有無又は量、地下水の水位、立木等の除 去すべき物の有無があげられる。また、人為的な施工条件の例としては、地下埋設 物、地下工作物、土取(捨)場、工事用道路、通行道路、工事に関係する法令等が 挙げられる。

※ 公共工事標準請負契約約款の解説より

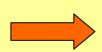
【例】

- (ア) 設計図書に明示された土質や地下水位が現地条件と一致しない場合
- (イ) 設計図書に明示された地盤高と工事現場の地盤高が一致しない場合
- (ウ) 設計図書に明示された交通誘導員の配置が規制図と一致しない場合
- (エ)前項の手続きにより行った設計図書の訂正・変更が現地条件と一致しない場合 等

手 続 き

受注者

「契約約款第19条(条件変更等) 第1項第4号」に基づき、設計 図書の条件明示(当初積算の考 え)と現地条件とが一致しない ことを直ちに監督職員に通知



発注者

調査の結果、その事実が確認された場合は第4項、第5項に基づき、必要に応じて設計図書の訂正・変更



5. 設計図書に明示されていない施工条件について予期することのできない特別の状態が生じた場合

【解説】

設計図書に明示された施工条件が実際の工事現場の状況と異なる場合については、第4号によって担保されるが、当初は、予期することができなかったために設計図書に施工条件として定められていない事後的に生じた特別な状態が施工条件となる場合については、第4号は適用されない。

しかしながら、この場合も、契約締結や工事施工の前提を大きく変えるものであり、受注者が当初の設計図書どおり施工することが困難又は不適当な場合であるので、第5号が設けられている。

なお、既に存在していたのに、あるいは、予期することができたのに設計図書に 施工条件として定められていなかったものについては、設計図書に脱漏がある場合 として第1号の適用を受けることになる。

本号の対象となる自然的な施工条件の例としては、工事現場の周囲の状況からして特に予想し得なかったもの、例えば、一部に軟弱な地盤があるとか転石があるとかなどが考えられ、さらに特殊な場合としては、酸欠又は有毒ガスの噴出等がある。また、本号の対象となる人為的な施工条件の例としては、予想し得なかった騒音規制、交通規制等のほか、埋蔵文化財の発見や住民運動、環境運動、テロリスト等による実力行使を伴う事業の妨害などが挙げられる。

※ 公共工事標準請負契約約款の解説より

【例】

- (ア) 工事範囲の一部に軟弱な地盤があり、新たに地盤改良が必要となった場合
- (イ) 埋蔵文化財が発見され、調査が必要となった場合 等

1-4-2 契約約款第19条(条件変更等)第2項~第5項の解説

【解説】

【第2項】

監督職員は、受注者から第 1 項各号に掲げる事実について確認を求められたとき 又は自ら第 1 号の各号に掲げる事実を発見したときは、受注者の立会いの上、直ち に調査を行わなければならない。第 1 項各号に掲げる事実の調査については、施工 条件の変更、工事目的物の変更が行われるか否か、ひいては、工期又は請負代金額 の変更等が行われるか否かの基礎となるものであり、受注者としても、重大な利害 関係を有することであるため、受注者の立場の保護を図るために、受注者の立会い の上行うこととしている。ただし、受注者が立会いに応じない場合には、自ら権利 を放棄するものであるから、監督職員は、受注者の立会いを得ずに調査を行うこと ができる。

【第3項】

発注者は、受注者の意見を聴いて、調査結果に基づいて必要と考えられる指示も含めて、調査結果をとりまとめて、調査の終了後一定期間内に、指示も含めた調査結果を受注者に書面により通知しなければならない。この場合の指示は、規定の全般の趣旨からみて再調査等事実の確認に関するもの、あるいは、とりあえずの工事の中止、応急措置等の当面の措置に関するものと解される。調査終了から調査結果通知までの期間は、約款上14日以内とされているが、これは、工事の規模、性格等によって調査結果のとりまとめに要する期間は一様には決められないためである。

【第4項】

第4項は、第1項各号に掲げる事実が発注者のとりまとめた調査結果で確認された場合において、必要があると認められるときは、設計図書の変更又は訂正をおこなうべきことを規定している。

従前は、"工事内容の変更"と規定されていたが、現在は"設計図書の変更"に改められている。これは、工事の施工に必要な工事目的物の構造、仕様等の事項は、全て設計図書に定められているはずであり、逆に、設計図書に定められていない施工方法等の事項については、『自主施工の原則』により、受注者の判断で決められるものであり、工事内容というに当たらないものであることから、工事内容の変更は、すなわち、設計図書の変更であるからである。

「必要があると認められるとき」とは、発注者の意思によって決められるものではなく、客観的に決められるべきものである、従って、調査の結果、第 1 項各号に掲げられた事実が確認されたが、それが、あまりに軽微であり、設計図書の変更又は訂正をしないで、当初の設計図書に従って施工を続けても支障がない場合等を除き、設計図書の変更又は訂正が行われるべきである。

なお、必要があると認められるときであるのに、設計図書の変更又は訂正が行われない場合、あるいは、受注者が通知したにもかかわらず、発注者が調査をしない又は調査結果のとりまとめを行わない場合において、契約の履行が不可能となったときには、受注者は、第51条第1項第3号の規定により契約を解除することができると解すべきである。

設計図書の変更又は訂正の手続きは、次のとおりである。

【第4項第1号】

(1) 第1項第1号から第3号までに該当し設計図書の訂正をする必要があるもの

⇒ 発注者がその訂正を行う。

設計図書は発注者が作成するものであり、したがって、その訂正も当然に発注者 が行うべきものである。

【第4項第2号】

(2) 第1項第4号から第5号までに該当し設計図書を変更する場合で工事目的物の変更を伴うもの

⇒ 発注者が単独で設計図書の変更を行う。

これは、工事目的物については、発注者がその必要性に基づいて構造、規模等を定めるのが当然であることから、変更についても自らの意思において決定すべき こととしたものである。

なお、工事目的物の変更を伴うものには、設計図書に定められた地質等の自然 的又は人為的な施工条件が実際と異なった場合、又は設計図書に明示されていな いこれらの実際の施工条件が予期することのできないものであった場合であり、基 礎杭の深さを延ばすこと、工事材料の品質を高めることなども含まれる。

【第4項第3号】

(3) 第1項第4号から第5号までに該当し設計図書を変更する場合で工事目的物の変更を伴わないもの

⇒ 発注者及び受注者が「協議」して発注者が行う。

工事目的物の変更を伴わない設計図書の変更については、受注者の意見をも十分考慮して定める必要があるが、最終的には設計図書の変更となるので、協議して発注者が行うとされたものである。

【第5項】

第 5 項は、設計図書の変更又は訂正が行われた場合には、必要があると認められるときは工期又は請負代金額を変更し、又は損害を及ぼしたときは必要な費用を発注者が負担するとした規定である。

事情の変更により設計図書の変更又は訂正が行われた場合には、受注者が施工する工事が変わることとなるため、発注者と受注者の権利義務のバランスをとるとの要請から、工期又は請負代金額の変更を行うのが当然であり、また、設計図書の変更又は訂正に伴い受注者が被った損失を発注者が負担しなければならない。

第5項の「必要があると認められるとき」は、「工期若しくは請負代金額を変更」のみにかかるが、「必要があると認められるとき」か否かは、客観的な判断に基づくものであり、発注者又は受注者が認めるときを意味するものではない。したがって、設計図書の変更が行われても全く工期、請負代金額に影響を及ぼさないといった特殊な場合を除き、工期又は請負代金額の変更が行わなければならない。

なお、工期又は請負代金額の変更とは、どちらか一方のみを変更すればよいとの 意味ではなく、工期と請負代金額の双方又はその一方を変更すべきことを意味して いる。

工期の変更方法については、第24条の規定に、請負代金額の変更方法については、 第25条の規定によることとなる。

※ 公共工事標準請負契約約款の解説より

1-5 設計変更が可能なケース (契約約款第20条(設計図書の変更)に該当する場合)

【概要】

本条は、発注者は、その都合によって設計図書を変更できること、そして、その 場合において、必要があると認められるときは、工期又は請負代金額の変更を行わ なければならないことを規定している。

【解説】

公共工事の発注者は、工事目的物の目的、構造、仕様等を十分検討した後に設計を行い、請負契約を締結すべきであるが、工事の施工途中においてその意思・判断を変更せざるを得ない事態が生じることもある。その場合には、発注者は、前条で述べた工事の施工条件の変更等による場合とは異なり、自らの意思で設計図書を変更しなければならないこととなる。契約のあり方としては、設計図書の変更を認めないという方法もありえようが、その場合には、発注者にとって無用なものが建設されることとなってしまい、社会的に無駄である。また、設計図書が変更されても、工期、請負代金額の変更が行われ、損害が発注者によって負担される限り、通常、受注者が不利益を被ることもない。このように、設計図書の変更を認めないことは、あまりに硬直的であり、社会的、経済的に不適当な結果を招くので、原契約を根本から変えるような変更は別として、発注者が設計図書の変更を任意に行えることとしている。

このように、発注者は、必要があると認めるときは、設計図書の変更を行うことができるが、この場合には、設計図書の変更内容を書面でもって受注者に通知しなければならない。また「必要があると認める」か否かは、発注者の自由な判断であると解されており、同様に、変更する設計図書の内容も、発注者の意思により決定されるものと解する。 ※ 公共工事標準請負契約約款の解説より

この条項は、社会的、経済的に有利な場合など、限定的に適用すべきです。

【例】

- (ア) 早期供用を図るため、施工範囲を拡大する場合
- (イ) 地元調整の結果(振動の影響等)、施工範囲を縮小する場合
- (ウ) 同時に施工する必要のある工種が判明し、その工種を追加する場合
- (エ)警察、河川、鉄道等との管理者協議により、施工内容の変更、工事を追加する場合
- (オ) 関連する工事の影響により施工条件が変わったため、施工内容を変更する場合
- (カ) 工事現場の安全管理上、防護施設(共通仮設費に含まれるものを除く) が必要と 判断し、追加する場合
- (キ)使用材料を変更する場合等

1-6 変更の指示・設計変更にあたっての留意事項

◆ 発注者の留意事項

適切に工事を施工するために、発注者は次の事項に留意しなければなりません。

- 設計変更を行う必要が生じた場合には、「指示」や「協議」等を速やかに書面で行うこと(※ただし、現場、電話での緊急時等(臨機の対応等)の場合にあっては、口頭での指示も可能とするが、遅滞なく(遅くとも翌日までに)書面化すること)とする。
- 工事打合簿には、設計変更の有無や変更概算額(直接工事費、税抜、県の積算ベース)を記載するものとする。

ただし、変更概算額を記載するのは、現設計図書において積算体系ツリーのレベル4 (細別)以上の項目が増減する場合とし、その時点で把握できる設計全体の増減で計算するものとする。なお、緊急時等 (臨機の対応)の場合にあっては、受発注者の合意のうえ、後日に変更概算額を明記することもできることとする。

(※ 変更概算額は設計変更時の参考となるものであり、この金額で契約変更する ものではない。)

(※ 例示は、「3-5 工事打合簿の記載例」を参照)

● 受注者から設計図書について確認の請求があった場合には、受注者の立会いの 上、調査を行う。

(※ 契約約款第19条第2項)

● 設計変更後の請負金額や工期は、受注者と「協議」のうえ、決定する。

(※ 契約約款第24条、第25条)

請負工事の施工は設計図書に従い行われるため、発注者は、受注者が工事の目的に沿った適切な施工ができるよう、必要な施工条件を明示した設計図書を作成し、また、変更の必要がある場合は受注者に対して書面により指示を行わなければなりません。

◆ 受注者の留意事項

適切に工事を施工するために、受注者は次の事項に留意しなければなりません。

● 入札前に設計図書において必要な条件が明示されていないことを確認した場合には、入札前に疑問点に関する質問を行う。

(ただし、現地精査後に判明する等の入札前に気づかない部分もあるため、この場合にあっては、入札後の協議を妨げるものではない。)

● 設計図書と工事現場に相違ある、必要な条件明示がされていないなど施工するう えで疑問が生じた場合は、速やかに発注者に通知する

(※契約約款第19条第1項)

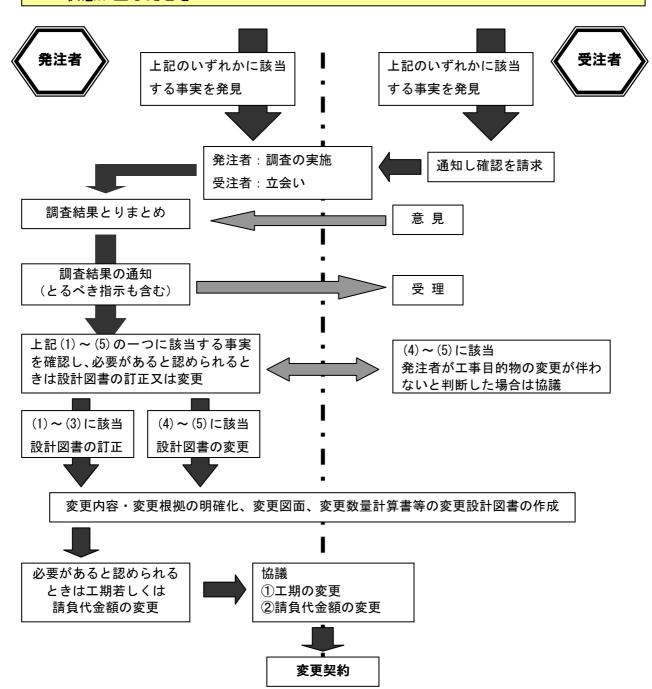
● 数量・仕様等の設計図書の変更が必要な場合は、その旨、発注者と「協議」を行い、発注者の書面による指示に従い施工する

受注者は、工事の目的を達せられるよう施工する義務があり、そのため工事の施工にあたって発注者の意図、設計図書、現場条件などを確認する必要があります。

2 設計変更・契約変更手続きのフロー

2-1 契約約款第19条に該当する設計変更の流れ

- (1) 図面、仕様書、閲覧設計書が一致しないとき
- (2) 設計図書に誤り又は脱漏があるとき
- (3) 設計図書の表示が明確でないとき
- (4) 工事現場の形状, 地質, 湧水等の状態, 施工上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実態の工事現場が一致しないとき
- (5) 設計図書で示されていない施工条件について予期することのできない特別な 状態が生じたとき



2-2 設計変更に係る資料作成における受発注者の役割分担

設計変更時に係る資料(図面、仕様書、数量計算書)作成における受発注者の役割分担 の範囲は、以下を基本とします。

2-2-1 契約約款第19条関係

設計変更を行う事由	発注者	受注者		
(1) 図面、仕様書、閲覧設計書が一致しないとき				
(2) 設計図書に誤り又は脱漏があるとき	0			
(3) 設計図書の表示が明確でないとき				
(4) 工事現場の形状、地質、湧水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件	【工事目的物の変 更を伴うもの】			
と実態の工事現場が一致しないとき	【工事目的物の変更を伴わないもの】			
(5) 設計図書で示されていない施工条件について予期す	施工方法等の変更については、			
ることのできない特別な状態が生じたとき	発注者及び受注者が「協議」し 			
	て発注者が行う。			

2-2-2 契約約款第20条関係

設計変更を行う事由	発注者	受注者
(6) 重要構造物の構造、工法、位置、断面、仕様の変更	0	
(7)新工種の追加	0	
(8)施工範囲の増減	0	

2-2-3 出来形関係(現場に適合するように変更する場合)

設計変更を行う事由	発注者	受注者
(9) 出来形測量の結果を基に算出した出来形数量による		
もの		0
(※土木工事共通仕様書第3編土木工事共通編1-1-3数量の算出)		

上記以外の場合にあっては、発注者及び受注者が「協議」のうえ決定することとします。

なお、円滑な設計変更には、上記を基本として現場条件の把握や共有(データの提供)などの受 発注者間の連携が重要です。

3 関連事項

3-1 「設計図書の照査」の範囲

受注者が行うべき「設計図書の照査」の範囲としては、以下のとおりです。

- (1) 設計図書の内容について整合がとられているかどうかの確認
 - ・数量計算書と設計書の内容の整合確認
 - ・ 構造計算書の入力値や設計値と図面の整合確認 (契約後、発注者は、コンサル等で実施した構造計算書を受注者に提供する)
 - ・設計図面・数量計算書に記載ミス、計算ミスが無いかどうか
- (2)設計図書記載内容の現場の状態・施工条件と、実際の工事現場の状態・ 施工条件が一致しているか等の確認
 - 設計図書のとおり構造物を作ることが出来るかどうか。
 - 縦横断図の地盤線と現地盤線の確認及びその軽微な修正等
 - ・ 当初横断図の推定岩盤線と現地岩盤線の確認及びその軽微な修正等
 - 埋設物・支障物件等の現地確認
- (3) 特記仕様書に特別の記載があるもの

3-2 「設計図書の照査」の範囲を超えるもの

受注者が行うべき「設計図書の照査」の範囲を超える行為としては、以下のものなどが 想定され、このような場合は「別途業務にて実施した設計図書で指示する」等、発注者が その費用を負担します。

(1) 新たに設計図の作成が必要なもの

- ・ 現地測量の結果、横断図を新たに作成する必要があるもの、又は縦断 計画の見直しを伴う横断図の再作成が必要となるもの
- 現地測量の結果、排水路計画を新たに作成する必要があるもの
- ・ 土工の縦横断計画の見直しが必要となるもの

(2) 構造計算等が伴うもの

- 構造物の応力計算を伴う照査
- ・ 構造物の位置や計画高さ、載荷高さ、延長等が変更となり、構造計算 の再計算が必要となるもの。(設計業務の瑕疵について確認が必要)
- ・ 構造物の構造計算書の計算結果が設計図と違う場合の構造計算の再計 算及び図面作成が必要となるもの。(設計業務の瑕疵について確認が必要)
- 基礎杭が試験杭等により変更となる場合の構造計算及び図面作成
- ・ 土留め等(指定仮設)の構造計算において現地条件や施工条件が異なる場合の構造計算及び図面作成

(3) 設計根拠の検討まで必要なもの

- ・「設計要領」・「各種示方書」等で示す設計計算・考え方との照合
- 設計根拠まで遡る見直し及び必要とする工費の算出
- ・ 設計のため地質調査が必要な場合。(品質管理のための調査は含まない)

3-3 指定・任意の正しい運用

仮設・施工方法等の指定・任意については、契約約款第1条第3項に定められていると おり、適切に扱う必要があります。

1. 指定と任意の定義

《建設工事請負契約約款 第1条第3項》

仮設、施工方法その他工事目的物を完成するために必要な一切の手段(以下「施工方法等」という。)については、<u>この約款及び設計図書に特別の定めがある場合</u>を除き、<u>乙がそ</u>の責任において定めるものとする。

指定:工事目的物を施工するにあたり、設計図書のとおり施工を行わなければならないも の。(「設計変更」の対象となる。)

任意:工事目的物を施工するにあたり、受注者の責任において自由に施工を行うことができるもの。(原則として「設計変更」の対象とならないが、前提となる設計条件の変更に伴い、当初想定した標準的な仮設や施工方法等に変更が生じる場合は、「設計変更」の対象となる。)

◆ 指定・任意の考え方 ◆

	▼ 旧足 止忘の方え	. /3 🔻
	指 定	任意
		施工方法等について具体的に
	施工方法等について具体的に	指定しません
設計図書	指定します。	(契約条件ではないが、参考で
	(契約条件として位置付け)	標準工法等を示すこともあ
		る)
施工方法等の変更	発注者の指示又は承諾が必要	受注者の任意
施工方法等の変更が	行います	行いません
ある場合の設計変更	1丁いま 9	けいません
当初明示した条件の変更	行います	(年) キオ
に対応した設計変更	11V	行います

2. 指定仮設と任意仮設

(1) 指定仮設(発注者が設計図書で指定する)

近接する既設構造物への影響や一般交通等、第三者への影響(公衆災害)や重大な 労働災害の防止に十分配慮する必要があることから仮設方法を事前に設定するもので、 仮設等の設計条件、構造詳細、使用材料の材質や規格ならびに数量を明示する契約方 法。

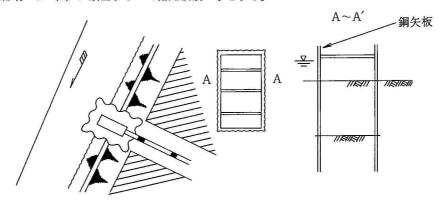
具体的には次に掲げるもの、及びこれらに類するものとする。

- (a) 仮橋仮道 一般交通の用に供するもの
- (b) 仮締切 人家、公共施設等への影響が大きい堤防の機能を一時的に喪失させるような工事の仮締切で、例えば本堤を開削するために締切る場合等
- (c) 仮水路 人家、公共施設等への影響が大きいもの、及び管理者の協議により、 本工事と同程度の施工をするもの
- (d) 仮土留 人家、公共施設等への影響が大きいもので、例えば護岸式堤防で人 家等に近接して仮土留工を施工する場合等
- (e) 支保工 重要構造物に支障を与えることなく工事を施工する必要のある場合 等で、特別に工法を指定して施工するもの
- (f) 防災設備 人家、公共施設等に近接した箇所で①発破作業等を施工する場合の 防護柵、②落石防止用の柵または囲い等の工法を指定して施工するもの
- (g) 特に仮設工法を指定する場合

任意仮設工のうち諸般の条件により、受注者の自主的な工法に任せることが不適当な場合。

(h) 指定仮設工の例

例 1 河川本堤を開削して横断暗渠を設置する場合、鋼矢板の仮締切工は設計図書により明示する。この場合、 仮締切工は(b) に該当するので指定仮設工事とする。



(2) 任意仮設(発注者は設計図書で指定しない)

指定仮設以外の仮設で、仮設のための工法や使用材料等は、設計図書に特別の定めがある場合を除き、受注者の自由選択に任す契約方法。

(例) 作業土工、型枠、足場工、土のう工、ポンプ排水等

任意仮設は、「その仮設、施工方法の一切の手段選択は受注者の責任で行う」ことから、その仮設、施工方法の選択は受注者に委ねられているので、 原則として設計変更の対象としません。

ただし、設計図書に示された施工条件と現場条件が一致しない場合には、 設計変更の対象となります。(施工延長が増工になった場合、増工に該当す る任意仮設部分も設計変更の対象に含まれます。)

3. 設計書等記載内容について

設計書等の記載内容について、大きく分けると4つに分類されます。

1) 工事目的物(設計変更対象) 発注者が目的に応じて求める工事物件(位置,形状,材質,品質,規格,寸法等を表示)

2) 施工条件(設計変更対象)

工事を施工するために必要な諸条件(地質条件、廃棄物処理条件等を表示)

3) 仮設、施工方法等(指定)(設計変更対象)

工事の施工に当たり、法令や規則等に定められていたり、安全性等の点から発注者が特別に定めた方法等

- 4) 仮設、施工方法等(任意)(原則として、設計変更対象外) 上記以外で、受注者の責任において自由に施工を行うことができる方法等
- 4. 指定と任意の表示について
- ※ 基本的には設計図書に記載された事項は全て契約事項(指定)です。

ただし、契約事項とすることが不適切な事項については、「参考」である旨を明示する ことができるものとします。

「参考」「参考図書」「参考図」等、契約事項でない旨が明示されている場合は、任意施工として扱い、原則として設計変更の対象になりません。

1)積算書等

積算書の構成は、「表紙」「工事費内訳書」「明細書」「単価表」等となっていますが、「単価表」以下については受注者の任意の部分が大勢を占めていることから、 設計図書には添付しません。

ただし、発注者が必要と判断するものについては、「単価表」を参考として別冊で添付することがありますが、この場合であっても労務者の人数や建設機械の規格については任意事項であることから、原則として明示を行いません。

2) 設計図面

設計図面の構成は、位置図・平面図・縦断図・横断図・構造図・一般図・詳細図・ 仮設図等となっていますが、「仮設図」等で任意施工に係るものについては、図面に 「参考図」等の表示をして添付するものとします。 仮設、施工方法等には、指定と 任意があり、発注時においては、 指定と任意の部分を明確にする 必要がある。



任意については、受注者が**自らの** 責任で行う(自主施工の原則)も ので、仮設、施工方法等の選択は 受注者に委ねられている。

(設計変更の対象としない)



発注者(監督職員)は任意の趣旨を踏まえ、適切な対応が必要。

※任意における下記のような対応は不適切

- ○○工法で積算しているので、「○○工法以外での施工は不可」との対応。
- 標準歩掛ではバックホウで施工となっているので、「クラムシェルでの施工は不可」との対応。
- 新技術の活用について受注者から申し出があった場合に、「積算上の工法で施工」 するよう対応。



ただし、任意であっても、設計図書に示された施工条件と実際の現場条件が一致しない場合は設計変更できます。

3-4 条件明示の徹底について

1. 明示方法

施工条件は、契約条件となるものであることから、設計図書の中で明示するものとする。また、明示された条件に変更が生じた場合は、契約書の関連する条項に基づき、適切に対応するものとします。

2. 明示項目及び明示事項 別紙1のとおり

3. その他

- 1) 明示されない施工条件、明示事項が不明確な施工条件についても、契約書の関連する条項に基づき甲・乙協議できるものであること。
- 2) 施工条件の明示は、工事規模、内容に応じて適切に対応すること。なお、施工方法、 機械施設等については、施工者の創意工夫を損なわないよう表現上留意すること。

別紙 1

明示項目及び明示事項

明示項目	明 示 事 項
工程関係	1.他の工事の開始又は完了の時期により、当該工事の施工時期、全体工事等に影響がある場合は、影響箇所及び他の工事の内容、開始又は完了の時期。
	2. 施工時期、施工時間及び施工方法が制限される場合は、制限される施工内容、施工時期、施工時間及び施工方法
	3. 当該工事の関係機関等との協議に未成立のものがある場合は、制約を受ける内容及びその協議内容、成立見込み時期
	4. 関係機関、自治体等との協議の結果、特定された条件が付され当該工事の工程に影響がある場合は、その項目及び影響範囲
	5. 余裕工期を設定して発注する工事については、工事の着手時期
	6. 工事着手前に地下埋設物及び埋蔵文化財等の事前調査を必要とする場合は、その項目及び調査期間。又、地下埋設物の移設が予定されている場合は、その移設期間
	7. 設計工程上見込んでいる休日日数等作業不能日数
用地関係	1. 工事用地等に未処理部分がある場合は、その場所、範囲及び処理の見込み時期
	2. 工事用地等の使用終了後における復旧内容
	3. 工事用仮設道路・資材置き場用の借地をさせる場合、その場所、範囲、時期、期間、使用条件、復旧方法等
	4. 施工者に、消波ブロック、桁製作等の仮設ヤードとして官有地等及び発注 者が借り上げた土地を使用させる場合は、その場所、範囲、時期、期間、 使用条件、復旧方法等

明示項目	明 示 事 項
公害関係	1. 工事に伴う公害防止(騒音、振動、粉塵、排出ガス等)のため、施工方法、建設機械・設備、作業時間等を指定する必要がある場合は、その内容
	2. 水替・流入防止施設が必要な場合は、その内容、期間
	3. 濁水、湧水等の処理で特別の対策を必要とする場合は、その内容(処理施設、処理条件等)
	4. 工事の施工に伴って発生する騒音、振動、地盤沈下、地下水の枯渇等、電 波障害等に起因する事業損失が懸念される場合は、事前・事後調査の区分と その調査時期、未然に防止するために必要な調査方法、範囲等
安全対策関係	1. 交通安全施設等を指定する場合は、その内容、期間
	2. 交通誘導員を配置する場合、配置人数、配置日数とその根拠となる作業条件を明示(配置箇所、規制方法、規制時間帯)
	3. 鉄道、ガス、電気、電話、水道等の施設と近接する工事での施工方法、作業時間等に制限がある場合は、その内容
	4. 落石、雪崩、土砂崩落等に対する防護施設が必要な場合は、その内容
	5. 警戒船及び発破作業等の保全設備、保安要員の配置を指定する場合又は発破作業等に制限がある場合は、その内容
	6. 有毒ガス及び酸素欠乏等の対策として、換気設備等が必要な場合は、その 内容
工事用道路 関 係	1. 一般道路を搬入路として使用する場合 (1)工事用資機材等の搬入経路、使用期間、使用時間帯等に制限がある場合 は、その経路、期間、時間帯等 (2) 搬入路の使用中及び使用後の処置が必要である場合は、その処置内容
	2. 仮道路を設置する場合 (1) 仮道路に関する安全施設等が必要である揚合は、その内容期間 (2) 仮道路の工事終了後の処置(存置又は撒去) (3) 仮道路の維持補修が必要である場合は、その内容 (4) 仮道路(指定仮設)の設置に必要な土質データ
仮設備関孫	1. 仮土留、仮橋、足場等の仮設物を他の工事に引き渡す場合及び引き継いで 使用する場合は、その内容、期間、条件等
	2. 仮設備の構造及びその施工方法を指定する場合は、その構造及び施工方法
	3. 仮設備の設計条件を指定する揚合は、その内容

明示項目	明示事項
建設副産物関係	1. 建設発生土が発生する場合は、残土の受入場所及び仮置き場所までの、距離、時間等の処分及び保管条件 2. 建設副産物の現場内での再利用及び減量化が必要な場合は、その内容 3. 建設副産物及び建設廃棄物が発生する場合は、その処理方法、処理場所等の処理条件。なお、再資源化処理施設又は最終処分場を指定する場合は、その受入場所、距離、時間等の処分条件。
工事支障物件等	1. 地上、地下等への占用物件の有無及び占用物件等で工事支障物が存在する場合は、支障物件名、管理者、位置、移設時期、工事方法、防護等 2. 地上、地下等の占用物件工事と重複して施工する場合は、その工事内容及び期間等
薬液注入関係	1. 薬液注入を行う場合は、設計条件、工法区分、材料種類、施工範囲、削孔数量、削孔延長及び注入量、注入圧等 2. 周辺環境への調査が必要な場合は、その内容
その他	1. 工事用資機材の保管及び仮置きが必要である場合は、その保管及び仮置き場所、期間、保管方法等
	2. 工事現場発生品がある場合は、その品名、数量、現場内での再使用の有無、引き渡し場所等
	3. 支給材料及び貸与品がある場合は、その品名、数量、品質、規格又は性能 、引渡場所、引渡期間等
	4. 関係機関・自治体等との近接協議に係る条件等その内容
	5. 架設工法を指定する場合は、その施工方法及び施工条件
	6. 工事用電力等を指定する場合は、その内容
	7. 新技術・新工法・特許工法を指定する場合は、その内容
	8. 部分使用を行う必要がある場合は、その箇所及び使用時期
	9. 給水の必要のある場合は、取水箇所・方法等
	6. 工事用電力等を指定する場合は、その内容7. 新技術・新工法・特許工法を指定する場合は、その内容8. 部分使用を行う必要がある場合は、その箇所及び使用時期

3-5 工事打合簿における記載(作成)例

1. 工事打合簿(指示)の記載例

〒一1										
			I Į	事 打	了 合	簿				
発議者	■ 発注者		□請負者		発議年月	日平	成 年	月 目		
- 議事項	■指示	□協			□承諾	□提出	□届出	□その他	7()	
工事名	平成〇〇年	F度 ●	●■■事業	山形▲▲浦	線 道路改」	良工事				unes
_(内 容	:)									
標記は	こついて、	以下の	とおり変更	を指示	します。				Г	 増減がある場合には、設計全体で計算する
な	お、本指示	内容	は設計変更	の対象	とします	•		ookeen oo		11版がある場合には、以前主体で可昇する
NO, 10	~ NO, 11	+10.0)区間の							
(細別	<u> </u>	((規格)	(変)	更前)	(変更	後)			
フ [°] レキャ	자 U 型側清	ţ 3	300 × 300	3 0) m	→ 0 n	n に減工			
<u>プレキャ</u>	사 U型側清	<u> </u>	100 × 400			3 0 n	っ を増工	します。		
economical francessores	nonnonnonnonnon traccionen		water-	construction of the constr	on on the second se	en constitution de la constituti		-		
変更	概算額	増額	(直工	10	万円(税	抜)				
NE / 1 120	this of	on the last.	' L 1707 = 1-			**************************************		***************************************		
添付図	葉、その	ノルが	リ凶音							

2. 工事打合簿(協議)の記載例

工事打合簿												
発議者	年	月	目									
発議事項	□指示	■協議	□通知	□承諾	□提	Щ	□届出	□₹	- の他()		
工事名	工 事 名 平成○○年度 ●●■■事業 山形▲▲線 道路改良工事											
(内容) 標記について、現場条件を確認したところ〇〇の理由により施工困難である ことから、添付図面のとおり施工したいので、協議します。												
添付図	葉、その	,	図書・□承諾・□協	☑禁 • □通知	• ■⊕#	11 ‡ 1	-					
処処		こその他										
者			い。 なお、本協 (直工)10万円		計変更の	対象と	とします。 平成		月	日		
請負		□了解・□その他	□協議・□振	出・□報告	・□届出	します	•					
者							平成	年	月	日		

3. 工事打合簿(承諾)の記載例

	工事打合簿											
発	議	董 □ 発注者		■請負	負者	発議年月	Ħ	平成	年	月	Ħ	
発	議事	項 □指示	□協諱	É	□通知	■承諾		提出	□届出	ロそ	の他()
I	事。	4 平成〇〇4	∓度 ●●	■ ■	耳業 山形▲▲	▲線 道路改良		ī-				
(内 容) 標記について、添付図面のとおり施工したいので承諾願います。												
	添付	図 葉、そ	の他添付	図書					*			
処	発	上記について	□指示 □その他		諾・□協議	□通知・	口勞	き理 しま	す。			
理	注者	なお、設計変	更の対象	としな	:w.							
	白	上記について	口了你	. 🗆 🚧	举 . □押山	. D#4:		2Ш1+	平成	年	月	日
	請		□ J 解 □ そ の 他		哉 ╹ □1定田	• 山報古 •	□ /E	B四 しま	9 0			
回答	負											
	者								平成	年	月	日

4. 工事打合簿 (緊急時等の場合) の記載例

様式-1

工事打合簿

発 議 者		皆 ■ 発注者 □ 請負	(者	発議年月	日	平成	年	月	日		
発議事項		項 ■指示 □協議	□通知	□承諾		提出 [コ届出		の他()	
工 事 名 平成○○年度 ●●■■事業 主要地方道○○□□線 道路改良工事											
	(内 容) ▼ 緊急時等の場合(臨機の対応等)										
	擁壁の施工に伴い、以下のとおり変更を指示します。 										
	隣接する市道の幅員を確保するため、オープン掘削を										
	矢板土留工に変更します。										
	なお、市道幅員 5.5 m(上下 2 車線)を確保すること。										
	(記載例)は施工箇所に隣接する市道の片側交互通行できなく、当初設計では、床堀掘削線(法勾配1:1.5) オープン掘削を予定していたが、幅員確保のため早急										
	▼ 変更概算額については後日行う										
	□ 設計変更の対象とする □ 設計変更の対象としな				ر ۱						
	添付	図 葉、その他添付図書									
	発	上記について □指示・□海		8議・□通知	印•	□受理し)ます。				
処	注	□その他									
理											
	者						平成	年	月	日	
	請	上記について □了解・□協	協議 ・ □掼	昆出・ □報告	-	□届出し	<i>、</i> ます。				
回	負	□その他									
答	者										
	1						平成	年	月	日	
			1							\neg	

総括監督員	監督員	現場代理人	主 任 (監 理) 技術者

3-6 入札前・契約後(施工前)の設計図書等の疑義の解決

契約図書等についての疑義については、下記により、入札前の段階、設計照査の段階で解決しておくことが、スムーズな設計変更に繋がることになります。

1. 入札前

(1) 山形県建設工事一般競争入札(条件付) 実施要綱(抜粋)

(設計図書及び入札説明書に対する質問)

第11条 入札の公告の日以降、入札参加希望者から設計図書又は入札説明書に関する質問がなされた場合には、所管課長は、回答書(電子入札システムにより回答又は様式第6号)を作成し、速やかに閲覧に供するものとする。

なお、書面入札の承諾を得た者は、持参又は書留郵便により任意の書面を用いて質問 の提出を行うことができる。

2 質問の受付期限及び回答期限は、別に定める。

(2)入札説明書(抜粋)

- 3-2 設計図書等に対する質問
- (1) 設計図書及びこの入札説明書に対する質問がある場合は、1 1 に示した期間内に山 形県電子入札システムにより提出すること。(この場合、質問を登録したことを担当 部局(契約担当)に電話連絡すること。電話連絡がない場合は、回答できない場合が ある。)
- (2) (1)の質問に対する回答は、回答書を1-1に示した期間、場所において閲覧に供するとともに、山形県電子入札システムにより行う。

なお、回答書に添付書類がある場合の当該添付書類の閲覧は、1 - 1 に示した期間、場所において行うとともに、山形県電子閲覧システムによって行う。

2. 契約後

(1) 共诵仕様書(抜粋)

第1編共通編 第1章総則 第1節総則 1-1-3 設計図書の照査等

2. 受注者は、施工前及び施工途中において、自らの負担により契約約款第 19 条第 1 項第 1 号から第 5 号に係る設計図書の照査を行い、該当する事実がある場合は、監 督職員にその事実が確認できる資料を書面により提出し、確認を求めなければなら ない。なお、確認できる資料とは、現地地形図、設計図との対比図、取合い図、施 工図等を含むものとする。また、受注者は、監督職員から更に詳細な説明又は書面 の追加の要求があった場合は従わなければならない。